

1. 法規制による場合

(1) 設置許可又は変更許可もしくは変更工事の確認届の場合

設置許可又は変更許可申請の場合

- ① 設置許可又は変更許可申請に消防設備等の関係図書等が添付されている場合は、工事を着手する10日前までに工事整備対象設備等着工届に該当する設備概要表を添付して届出するものとする。

変更工事の確認届の場合

- ② 変更工事の確認届出に消防設備等の関係図書等が添付されている場合は、工事を着手する10日前までに工事整備対象設備等着工届に該当する設備概要表を添付するものとする。

変更工事の確認届にかかる消防用設備の検査については、自主検査を行うとともに、その検査結果を保存しておくこと。

(2) 工事の内容により変更工事の確認届出等が不要な場合

変更工事の確認届出等が不要な場合であっても、法令によって、工事整備対象設備等着工届が必要となる工事の場合にあっては、工事整備対象設備等着工届を提出すること。

なお、消防用設備については、自主検査を行うとともに、その検査結果を保存しておくこと。

(3) 消防設備士でなければ行ってはならない工事

法第17条の5の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事は、次に掲げる消防用設備等（第1号から第3号まで及び第8号に掲げる消防用設備等については電源、水源及び配管の部分を除き、第4号から第7号まで及び第9号から第10号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。）又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等（これらのうち、次に掲げる消防用設備等に類するものとして、消防庁長官が定めるものに限る、電源、水源及び配管の部分を除く。次項において同じ。）の設置に係る工事とする。

(消防法施行令第36条の2)

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 水噴霧消火設備
- ④ 泡消火設備
- ⑤ 不活性ガス消火設備
- ⑥ ハロゲン化物消火設備
- ⑦ 粉末消火設備
- ⑧ 屋外消火栓設備
- ⑨ 自動火災報知設備
- ⑨の2 ガス漏れ火災警報設備
- ⑩ 消防機関へ通報する火災報知設備
- ⑪ 金属製避難はしご（固定式のものに限る。）
- ⑫ 救助袋
- ⑬ 緩降機

(4) 消防設備等に係る軽微な工事に関する運用

上記(3)の工事であっても、次表の消防用設備等の軽微な工事の範囲については、次の条件をもって工事整備対象設備等着工届を要しないことができる。

- ① 工事は、甲種消防設備士が実施すること。
- ② 甲種設備士が試験結果報告書を作成し整理しておくこと。
- ③ 対象物の関係者は、試験結果報告書等の整備、保存を行うこと。

2. 自主的に設置する場合

設置許可又は変更許可若しくは変更工事の確認届の申請書に当該設備関係の図書等を添付すればよく、改めて着工届を提出する必要はない。

3. 記載要領

記載要領については、第2編(P74)を参照すること。
着工届出書は、1部提出すること。

消防用設備等軽微な工事の範囲

No. 1

消防用設備等の種類	増設	移設	取替
屋内消火栓 屋外消火栓	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がないものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの。 → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能（吐出量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む。）、泡消火薬剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

消防用設備等の種類	増設	移設	取替
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	①ヘッド、配管（選択弁の二次側に限る。） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気設備 起動用ガス容器、操作管 手動起動装置、火災感知器 放出表示灯、スピーカー ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区域に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	①感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域に限る。	①感知器 → 10個以下。 ②受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③発信器、ベル、表示灯

消防用設備等の種類	増設	移設	取替
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具 (金属製避難はしご (固定式のものに限る。)) (救助袋) (緩降機)	該当なし	①本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。